

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

住宅・建築物耐震改修総合支援事業や助成金制度に関する県民の認知度向上とあわせて、安価な耐震改修工法の認知度向上を図るための広報戦略を作成するとともに、広告媒体の作成を行い、耐震化の促進を図る。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

(4) 予算額

4,686 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格申請書（様式1）提出期限

令和8年9月17日（木）午後5時00分（必着）

(2) 公募型プロポーザルの説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る説明会を次のとおり実施する。

また、説明会への参加を希望する者は、その旨を申し出なければならない。

ア 参加申出場所

広島県土木建築局建築課

イ 参加申出期限

令和8年9月10日（木） 午後1時00分

ウ 説明会開催日

令和8年9月11日（金） 午後1時30分

エ 説明会開催場所

オンライン（参加希望者へは、詳細を別途通知する。）

(3) 仕様書に対する質問書（様式2）

ア 提出期限

令和8年10月1日（木）正午（必着）

イ 提出方法

電子メールにより提出すること。なお、件名は「令和8年度木造住宅耐震化促進に向けた広報戦略策定及び広報媒体作成委託業務」とすること。

(4) 上記（3）に対する回答日

令和8年10月5日（月）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(5) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県土木建築局建築課

（〒730-8511 広島市中区基町10番52号）

② 提案書提出期限

令和8年10月7日（水）正午（必着）

③ 提出書類

「提案書作成要領」による書類

(6) 提案書に関する審査

審査は、第1次審査を書面で行い、その中から高得点を獲得した提案者3者程度について第2次審査をプレゼンテーションにより行い、選定委員会の審査により最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。第2次審査は、第1次審査の得点を持ち越さない。

なお、提案者が3者程度を超えない場合は、第1次審査は実施しない。

第1次審査実施予定日：令和8年10月13日（火）

第2次審査実施予定日：令和8年10月19日（月）

結果通知日：令和8年10月19日（月）

※合計点が満点（180点×委員数）の6割に満たない提案は選定しない。

※プレゼンテーションは、提案書で実施すること。

(7) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 会社概要書（様式3）

イ 機密データの保存等に関する申出書（様式4）

ウ 広島県の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）（広島県内に事業所等が全くないなど、納税義務が無い場合を除く。）

エ 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）

② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(8) 仕様書について

① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。

② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(9) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

② 上記の通知を受けた者は、広島県土木建築局建築課に対してその理由説明を求めることができる。

③ この説明を求める場合は、令和8年10月22日（木）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

④ 上記に対する回答は、令和8年10月26日（月）までに、書面により行う。

(10) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(11) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(12) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(13) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(14) 提出された提案書について

① 提出された提案書は、返却しない。

② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 契約書（案）

(3) 仕様書

(4) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式 1】

(5) 仕様書に対する質問書【様式 2】

(6) 会社概要説明書【様式 3】

(7) 機密データの保存等に関する申出書【様式 4】

(8) 提案書作成要領

(9) 提案書評価基準

【問い合わせ先】

広島県土木建築局建築課 担当 稲村

電話 082-513-4133（ダイヤルイン）